

新型コロナウイルス感染症の療養期間・療養対象者の変更について

令和5年5月2日
大阪教育大学保健センター

このたび、学校保健安全法施行規則の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症に係る出席停止期間の基準が、令和5年5月8日以降、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」に、変更となります。なお新型コロナウイルス感染症の発症後10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、マスクの着用等周りの方へうつさないよう配慮してください。

また令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなくなり、従前まで濃厚接触者の対象となっていた方も、今後は行動制限が行われなため、出席停止の必要はありません。

【新型コロナウイルス感染症出席停止期間】

		発症後5日間経過し、かつ 症状軽快後 ※24時間経過するまで ※解熱剤を使用していないこと										
		発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
陽性の方	<例1> 発症2日目に解熱	発熱	発熱	解熱 咳	咳	咳たまに出る程度	咳たまに出る程度	咳たまに出る程度	咳たまに出る程度	咳たまに出る程度	咳消失	
		出席停止					症状軽快後 24時間経過	マスクの着用を推奨 登校可能				
陽性の方	<例2> 発症5日目に解熱	発熱	発熱・咳	発熱・咳	発熱・咳	発熱・咳	解熱					
		出席停止						症状軽快後 24時間経過	マスクの着用を推奨 登校可能			